

9月22日(木曜日)

1. 開議並びに散会時刻

午前10時6分～午後3時31分

2. 出席議員は次の通りである。

1番 伊保 清安	2番 天久 盛雄
3番 石川 真六	4番 渡名喜 康仁
6番 瑞慶覧 朝村	7番 比嘉 盛栄
8番 又吉 正弘	9番 棚原 豊信
10番 楢嶺 正康	11番 安次富 盛信
12番 大川 昇	13番 知名 朝司
14番 崎間 正篤	15番 仲村 春仁
16番 武島 行男	17番 佐喜真 弘
18番 比嘉 義定	19番 宮城 盛昌
20番 伊佐 徳次郎	21番 仲村 盛光
22番 古波蔵 清次郎	

3. 欠席議員は次の通りである。

5番 宮里 敏行

4. 市町村自治法第61条の規定により、

議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 島袋 全一	助役 沢 岨 安一
総務課長 吳屋 好永	税務課長 仲村 春信
住居課長 棚原 盛真	農林課長 崎間 政光
学生課長 伊佐 友誠	観光課長 古波蔵 信三
都市課長 島村 善幸	建設課長 島袋 善信

水道部長 仲村春盛、営業課長 奥里将弘
消防長 大城仁幸、

5. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

事務局長 末吉健男、係長 島袋真由

6. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第68号 宜野湾市印鑑条例
の一部改正について

” 2. 議案第73号 1968年度宜野湾市土
地区画整理事業第二地区特別会
計入才出追加更正予算について

” 3. 議案第74号 1968年度宜野湾市一般
会計入才出追加更正予算について

” 4. 諮問第4号 X-ター使用料を水道
料金に含めることについて

” 5. 報告第2号 水道事業会計予算繰
越計算書について

” 6. 議案第75号 1967年度宜野湾市育
英会業務承認について

議長 出席議員 15名であります。市町
村自治法第53条の規定により
議会は成立いたしますので、只
今より本日の会議を開きます。
(10:5)

ク 暫く休憩いたします。(10:6)

ク 再開いたします。(10:7)

ク 日程第1議案第68号 宜野湾市
印鑑条例の一部を改正する
条例についてを議題といたします。
本案については、当局より議案撤回
の文書が参っておりますので、一応
事務局長をして朗読せしめます。

ク 議案撤回について、当局の説明
願います。

助役 御説明申し上げます。今回の一
部改正の提案。その改正点は
特例として、印鑑の登録特
例をもうけたいと、いうことで
ございますが、この件につきましては
細かいといたしましては、現在宜
野湾市に住所を有していない、本
籍人の方々、海外に移住してい
る方々の財産の処分並かにその

財産管理上の面におきまして印
鑑証明書を必要とする場合が
ある訳でありますか。その場合の
便宜を図ってあげたいということ
で、色々その面において関係
者の方々が非常に難渋している
と方々が多数おられるということ
で特例を設けて、便宜を図り
たいという趣旨でありますか
色々、皆様方のおっしゃった議
会での審議で御指摘なされ
た点、非常に参考になりました。又、
我々自信はその面についての確信
というものが、今の所、不安を感じ
ながらおられるということは、非常に
問題であるということ。特例
を受けてどの位の関係者がお
られるかということも、充分調べて
そして、尚又、確実な数字等も調
べてから必要があるならば、後
日にやることにして、今回は撤回
した方がいいという考えであります。
印鑑の登録の問題については条
例上は別にさしつかえない訳
けでありますけれども、登録その
ものの行為については、別に問題
はないと確信をしておりますが、
只、印鑑証明を発行する場合
の、手続方法において、もう少し

確たる取り扱いについての方法等を考える必要があるということであり、撤回したい。それから審判の印鑑登録をする際に今の条例においては、保証人を必要とするということになっておられますか。この件については、実際問題としても、必要は全然ないんだな、いかと考えておりました。かえって住民に不便をあたえる条項であると考えておられますか。今回の~~評~~場合、一部手直して修正議決をさせていただくかということも考えた訳けでありますけれども、次の定例会まで充分検討してから再提案をいたしたいと思つて撤回を申し入れたい訳けであります。

議長 本案に対する質疑を許します。

〃 暫く休憩いたします。(10:15)

〃 再開いたします。(10:16)

18番 議案第68号についてはすれに議会の議題としてのほうであり、そこで一応提案された議案は議会内で処理すべき

のが妥当だと思ひます。その点について、当局の考えをお聞かせ願ひます。

市長 勿論そうでありますけれども、先き御説明申し上げました様に更に検討して再提案したいという承認のお願いであります。

12番 議案として、議会に提出する場合は裏からと表からと深く検討して、議会に提出するということが好しいあり方だと思つております。撤回の理由について検討する必要があるというふうな理由になつておりますか。この問題については、検討しないで提案されたのですか。

市長 勿論検討いたしまして、提出はした訳でありますがけれども、尚検討する必要があるということでもございまして、当時は充分であると考へておつたけれども、また不十分だつたということになります。

12番 すれに議会の議題として、質疑の段階でございします。そこで

議会の質疑の段階において尚
検討する必要があるというふう
に認めて撤回なされるという
ことですか。

市長 勿論、議会の審議の過程を聞
きまして更に検討をしたいとい
う訳です。

12番 ですから、只今質問しているのは、
議会の審議の段階で、色々と
検討する必要があるということ
を認めて、撤回なされるとい
うことですか。

市長 両方にわたる訳でございます。
勿論提出する場合にも、充分検
討した積りでありますけれども、
更に議会の審議の中で、色
々問題が新たに発生する問
題が出て来ますし、我々とし
ての考え方も皆様の御意見を
聞いて更に検討したいと。

議長 暫く休憩いたします。(10:21)

〃 再開いたします。(10:28)

〃 本案については、質疑を打ち切り

だいたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 では、御異議がないので打ち切ることにいたします。

ク 討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

ク 討論を省略します。

ク 議案68号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について、撤回を承認することに賛成の方举手願います。

ク 賛成多数であります。よって本案は撤回することにいたします。

ク 日程第8 議案第73号 1968年度宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計才入才出追加更正予算についてを議題といたします。本案については、朗読を省略し。

理事者の趣旨説明を申し上げます。

都計課長 御説明申し上げます。第二地区の特別会計の追加更正予算でございますが、67年度事業が年度末に着手いたしました。継続しておりますので、これが67年度内に執行出来なかった訳で、未執行の分を68年度に追加更正したいということをご提案している訳でございます。

才入の部におきましては、政府補助金 81,101千円となっておりますが、これは67年度の政府補助の残りの分でございます。補助額が88,568千円ございましたが、その中、中間検査を受けまして支払いをしております。その残りが81,101千円、これを更正したいと思っております。

繰越金にしましては、11,285千円ということになっておりますが、これが同様事業費の繰越でございます。合計いたしまして、52,386千円の才入の追加更正でございます。才出におきましては、一応、節で大きなものを御説明申し上げたいと思っております。30節の借料及損

料でございませうか。入777トル、
これは重機類の借料でござい
ます。33節の修善費の770トル
これはブルの修理費でござい
ます。34節の請負工事費の
300トル。これは、爆破整地工
事の費用でございませう。35節の
34節工事請負費27,400トル
これは、街路工事費の未執行の
分でございませう。3月の31節
補償費19,887トル。これは、67
年度の未執行の分でござい
ませう。以上、67年度の予定工事が
執行出来なかったものを追加更
正いたしまして、継続してやりた
いと思っております。
宜しく、御審議願います。

議長 本案に対する質疑を許します。

〃 暫く休憩いたします。(10:27)

〃 再開いたします。(10:38)

8番 支出の各項目35節の工事費につ
いて、補償費の方は評価の件は
現年度と変りはないかという
繰越の金額です。物件の
評価額とのものは、変動

はないか、どうか、それと修理費
が770千円増額されている。又
燃料費、借料、損料が1千777
千円の増にたっておりますか、そ
の件について御説明願います。

都計課長 御説明申し上げます。補償費の
単価の変動はないかの御質問
でございますが、変動はございま
せん。これはすれに各所有者に通
知もしてございいたしますし、67年度
の執行においては、その単価で
移転していただくという考え方で
ございいたします。

次に30節の借料及損料でござ
いいたしますが、これは重機類の借
料でございいたします。整地工事の
場合、一般会計のブルを借り
てやる場合がございいたしますし、又
それ以外のブルでつきおこし
た土を埋土にもって行く場合
その場合にシャボトラックの借料
でございいたします。

次に33節の修繕費770千円
は、これは今特別会計でござ
っております。ブルの修繕費でござ
いいたします。以上。

8巻 30節の工事請負費です。この

2.300 千円でですか。これは当初予算に計上された新たな道路を削っておりませんか。新年度予算には 30本の計画されておりましたか 30本を越える訳けでですか。数かふえる訳けでですか。

都計課長 ということではございません。今の御質問は1月の予算でしよう。これは整地工事のです。街路工事ではございません。街路工事は2月の道路橋梁費に入っております。当初予算の何は68年度の計画でございまして、これが動いたということではございません。

8番 当初予算には 8.710 千円計上されている訳けでございいますか。これだけではどうして足りない訳けでですか。

都計課長 本設計にはかかっておりませんが、足りない見込で計上してございいます。

8番 当初の計画とどういったところが違っておりますか。当初の予算見積りの計画とでございいますか。これだけ

増額したとこの計画との違い。

都市課長 このふ、300 ㎡の追加に対する差
ということですね。整地工事、大
体出来ている場所がござります
か。出来あかりを、またレベル
で立派に確定してなくて、どう
いった手直しということがござい
ます。岩盤がまた残~~ら~~してい
る部分があります。そういった費
用がござります。来た訳です。新
にまた手をうけてない所は、当初
予算の整地工事費に計上して
おられますか。岩盤をまた残した
所がござりますので、その工事
の費用がござります。

8番 どうか当初予算の場合には、これは
勿論予定がござりますので、あ
る程度の変更はあるかと思いま
すが、しかしながら、追加更正をす
る以上、ある程度目はなを付けて
それかけでは、足りないというふう
に更正をしなければいかんと思
います。しかしながら、今先の
議長の説明にましますとこの更
正そのものには、計画性がかけ
てある様な感じがいたしますが、そ
の辺は、どうですか。

副計課長 これは御指摘なされる通りで
あります。当初ではっきり握め
なかったということではございます
が、なる程今先おっしゃった通
り更正をやるか分には、実施設
計をやって後にやるつもりではな
いかと考えておりましたか。それに
我々の見通しでは、足りないとい
う見通して計上して、執行しよ
うと考えております。

11番 前の質疑と関連する訳けであり
ますか。工事費の中の道路橋梁
費、並かに補償費、これが67
年度、過年度の未執行の分があ
りますか。なぜ執行できなかった
か、それについての理由、それが
当初の予算に対してまた3ヶ月
の間に更に増額の更正をする
といった様なことは私は問題か
あると思っております。何故、3ヶ月
の前、特に当初予算においてこ
れについては当然、計画性を保って
計上するつもりではなかったか
どうか、これについて御説明願います。

副計課長 御説明申し上げます。3月の
24節の請負工事費が、何んぞ、

こんなに沢山線越なければい
かないかという御質問でござい
ますか。これは政府の補助事
業でございまして、補助指令が
結局67年2月にしか来ており
ませんで、こういった着手がおそ
かったと、すれに着手当時かの
工期も68年度にまたが、ござり
ますし、一応指令の通り67年
度で終りなさいといった所に出
来る様な事業量ではございま
せん。これは事業量が西年度に
またがる様な工事量でございま
して、未執行の分は追加更正せ
ざるを得ない訳であります。それ
が追加更正の額があまりに大
き過ぎるということは、今の事業
量の関連といたしまして、結局
年度始め着手すれば、どうい
う莫大な線越はないと思いま
すか。これが着手がおそいため
に追加更正でその位、金額に
なるということでございます。

11番 只今の説明で政府からの補助
金が交付されるのにおそかっ
たというふうな理由でございま
すか。しかしながら、当初で
補助金が交付される見通しに

については充分立てられなかったか、どうか。

勿論この事業は政府の援助がなければ完全な執行は出来ないことは承知しておりますが、しかしながらこの地域の区画整理事業並かに受け入れにいたるまでの長い期間、それに対して地主の損失は勿論でありますか、それに地主との契約を済ませてそこに受け入れられる方々に対して大きな迷惑であります。そういった様な立場からこういうふうにして政府の補助金をおくれたか、事業をおくれなければならぬといった様なことになるかと困る訳であります。そういった様なことで、もっと積極的に出来なかったか、どうか。その点についてお伺いします。

助役

私の方から御説明申し上げます。これはいわゆる予算決算の処置の方法の問題でありますか。本来ならばこれは67年度の事業でありますし、予算も計上されておりますか、継続費にして執行しては出来る訳であります。

ますけれども、しかし、継続費にするためには、67年度内にそれだけの収入が入らなければ、予算繰越が出来ない訳であります。政府の補助事業というのは、いわゆる事業を完了しまして、その後、補助金が交付されます。そのために、どうしてか、67年度内には着工したばかりであります。その補助金は、はいつて来ない訳であります。

結局、繰越財源というのがありませんので、繰越処置が取れなかった訳であります。

そういう関係で、68年度の予算を見積る場合に、その工事は68会計年度までまたかっている訳なんです。工期が67年6月30日までにいくつかの工事が執行出来るかというの。結局、はっきりした算定が出来なかった訳です。そのために、一応、67年度におきましては、年度内に執行された分を67年度の執行分とし、そして残りは計算の上、追加更正に於て行こうという当初からの計画でございました。そのために、事業はまだ工事請負期間中でありますので、とんとん仕事は進め

てありまして、中断はない訳です。仕事においては、たゞかかその今回とったこの処置においては、事業の進捗をフルキにはなっておりませんが、いわゆる予算、決算の手續き上、どうしても、こういう方法しか取れなかったと、いう様な処置でございまして、事業執行面には別に支障はなく、別におくれてない、ということではございます。

議長 暫く休憩いたします。(10:40)

ク 再開いたします。(10:54)

8番 借料及び損料についてでございますが、この件は主に役所直営のものでしょうか。

審計課長 先さ程、御説明申し上げました様に、一般会計のフル借料が入っておりますし、それから、シャボ、トラックの借料でございます。主にシャボ、トラックに回って行く予想でございます。

8番 予算の内容から見ました場合に、ほとんど請負にまわされております。

	しかしながら、その20節に約6,000 トール余計上されておられますか、その なに入る心ですが。
会計課長	当初予算額の合計で約6,000ト ルということになりますか、それた けかかる予想をしております。
議長	暫く休憩いたします。(10:55)
ク	再開いたします。(10:59)
ク	日程第2、議案第73号は質疑 の段階で継続審議にいたし ます。
ク	暫く休憩いたします。(10:59)
ク	再開いたします。(11:00)
ク	日程第3、議案第74号宜野鴻 市一般会計才入才出追加更正 予算についてを議題といたしま す。 本案について、朗読を省略して 理事者の趣旨説明を求めます。
助役	御説明申し上げます。今回の 追加更正予算案につきましては、

1款、2款、3款、5款の計費に
つきまして、当初予算において第一編
検討はされましたけれども、当初
予算ではどうしてもそれだけの
中入がありませんで、保留した点
とか、あるいは新しく情勢の変
化によって追加したければいか
ない様な事態が生れて来まして
これを今回追加したいというこ
とでございいますか。中入におきま
しては、去った本会議で審議
いたされました議決なりました
公営企業財産収入の中の財産
収入でございいますか、これは災
害基金積立金がありましたけれ
ども、これを必要性がなくなりま
して、そしてこれを一般会計に繰
入れるという議決もなされて
して、その収入が1,290千円で
ございいます。それからその他の収
入は67会計年度の才計剰余金
を一般会計に繰越金として全
部受けまして、これを中入にあて
ましてこれで3人675千円で
ございいます。

繰越金の予算額は79,093千
ルの額になります。中入におきま
しては、今の所こういう様な収入
でございまして、この範囲内

におきましての才出~~を~~を檢討いた
しまして才出予算を計上した訳
でございます。才出については
議会費におきましては、今回提
案いたしております様に費用
弁償条例の一部改正に伴いま
して、これは自治法の改正に
よりまして議会議員に対する期
末手当の支給が出来る様にな
りまして、この期末手当を計上
するのが、8,880ドル、これはまた
提案中でございますが、条例
におきましては一般職員のみ
に支給するという様な提案を
いたしております。今回は12月の
期末手当を想定しまして、80割
を計上しております。

それから旅費におきましては、今
回議員の本土研修にあたりま
して当初予算において10人
計画されているのが11人に~~派~~
是非派遣したいという御計
画があるということで1人分を
追加しております。

8項におきましては、負担金であ
りますか。この方は全島市議長
会とそれから沖縄市町村議
長会からの追加負担の要望
がありまして、当初予算に組ん

であるものから、又追加がございまして計上してございます。

次は役所費でございませうか。役所費におきましては、今提案してある条例関係と関連がございまして、法律顧問料としまして1月500円、それから10ヶ月を想定いたしまして5000円を計上してあります。それから需要費であります。これは借金として8000円計上してありますか。この方は土地の再測量によりまして宜野湾市の地積が全部土地測量が行われた訳でありますか。この場合にほとんどの地積が変動をしております。いわゆる元の台帳上の面積が全部大なり小なり変動がございまして、坪数が変動がございまして、これを全部新しい地積の台帳を訂正して行きたいというための借金を計上してあります。それから借料及び損料については、農協に対する借料でありますか。これは農協と市におきましては、従来は借地料は免除されておりましたか。その代り農協からそれだけ援助されていた訳で、いろいろ役所の会議なんぬの場合に

色々の集りの場合に今現在の
の会議室しかありませんので
色々の集りの場合にどうしても
農協のホールを借りる場合が
多い訳であります。それでその
場合にも従来は無償で使用
しておった訳でありますか。今
回貸貸料を取ったし。又ホール
を借りる場合にも適正な借料
を払ってくれと。取るものは取って
払うべきものは~~払~~払っていか
いたいという様なことになりま
して。農協のホール使用料は普
通組合外には20ドルで借して
いる様でありますか。しかし市と
農協との関係においては、そう
いうことにはしないで、年額い
くふというマキにして、打切り
で貸貸借させてくれんかとい
うことで話し合いをもちまして、
月20ドルの計算で年間240ド
ルで打切りをしたいというふ
うにして話し合いをしている訳
であります。

農協の方はその様に了承して
いる訳であります。それから
25節の備品費でどうですか
これはタイフ用机でありますか
これは今度の機構改革にお

きまして、文書事務の浄書、送
等については、集中管理すること
になりまして、総務課の文書
係の方が完全やっている訳
ではございませんか。遂次こ
れを完全処理するために、タイフ
を必要としますので、これは当初
予算からの計画ではありませ
したか。色々予算の都合のため
に計上出来ませんでしたので、今
回計上してございます。

それから施設費でございますか。
この方は今街灯設置の計画
されておりましたか。5号線の側
溝の整備等がありますので、
これが完全してからの街灯設置
をした方がいいということ。今
回まで述べておりましたか。通り
会の方としては是非68年度に
おいて街灯を設置したいとい
うことになって、その設置の
方法は市から勿論、いくつかの
補助金がありますか。各個人、
いわゆる通り会員の負担によ
り、灯いくつかというような割
当によってやる様でございますか。
市役所の前にる灯設置すると
いうことで、その担当分を負擔
してくれということ。る灯分を

計上してある訳でございます。
それにかかる項の監査委員費でございますか。この方は当初予算において報酬を月30千円計上してありましたが、条例の改正がおこなわれず、従来の通りになっておりました。10千円になっておりますので、不用になりますので、200千円減額しております。

それにかかる項の固定資産評価員費でございますか。その方は需要費が30千円の増でございますか。これは消耗品費として30千円。この方は外人所有家屋の一斉調査計画してありまして、その場合には、きり分りやすい様な杉板をもって検査をおわったものは、標札を掲げる訳でございますか。その場合も板70千円代等を計上してあります。

6項の諸費でございますか。夕日の退職給与金が3,300千円でございます。退職者につきましては、前任氏課長でありました当山全善が20年の長い年月でございますので、3,700千円。それにかかる前川幹保。これは税

務課においた職員で退職いたしますが、役所を退めまして公営企業の料金委託業者になりましたために退職いたしましたので、その人分を計上しております。

6月の負担金であります。この方は中部振興会の負担金の中に含めておりますが、皆様方も御承知かと存じます。全島エイサーコンクールで優勝したものを本土の方に沖縄の芸能紹介という意味で送り出すようにしております。そのために負担金が割り当てられております。59カルであります。

3款の消防費であります。この方は旅費としまして570カル追加しております。福岡において消防大学に毎年沖縄から1〜2名の職員を派遣して、将来の消防職員の幹部養成という意味で送り出されている訳であります。今回警察本部からの奨励によりまして、宜野湾市の職員を1人を派遣してくれという様な要請もありまして、今後消防行政というものがか、年々都市化するに従って、非常に重

要な役目を果しますし、職員が18名に達しておりますので、尚、以上消防の機構の拡大する見通しでありますので、是非、将来基本的に消防職員としての基本教養とそれ以外の技術を取得させる必要があるんじゃないかという事で、1人派遣したいとその旅費でございいます。これは約々ヶ月の期間に達しております。夕飯の土木費でございいます。この方はほとんど当初予算において一応要求計画してあった事業でありますか。どうして予算規模上、やもえなくて計上出来なかった訳でございいますか。今回是非市の単独事業をやかなければいかないということ、計上した訳でございいます。

その内容を御説明申し上げますと、道路維持修繕費の追加が8/10フルであります。賃金として8/10フルであります。今後道路維持費におきましては、津設課に道路管理係があります。それを設置しまして、そこは主に道路維持管理を担当します。重機を全部、そこに

担当させておりました。特に道路
維持にあたりましては、カレカ
あたりで上かした所を切り取
って行くと、石目道路新設改
良費であります。これは場所は
安谷屋通りの側溝工事であり
ます。これは、アスファルト舗装
した分については、側溝があり
ますけれども、それ以外の先の方
は安谷に向って両側、側溝
がございませんので、地域住
民の方で、前々の方の要望されて
いる工事でありますか。予算の都
合上、今日まで出来なかったの
で、今回これを実施したいという
ことで、これを計上してござい
ます。4日の排水工事費、これは
7,900カルになっておりますが、こ
の内訳は長田地内暗渠新
設及び排水路が1,800カル
であります。この方は現在道路
はある訳けでありますか。その
道路の側が大きな排水溝
がある訳けでありますか。その
側が道路になっておりますか。
雨降りのために、ことに地盤が
シヤーカル地帯で非常に弱
い所がありますので、年々く
ずれて行きますので、道路が

何時も流れるという所がございますので、そこを一応流れない様に立派な側溝を作りまして、そして道路の保護と排水をしたいと思つて1,800カル計上してあります。

次は野嵩地内の排水であります。これは保育所の近くの排水でございますか、排水がうまくいかないので、浸水をする箇所がございますので、そこを完施したいということでございます。それから伊佐地内の青小堀の500カルでございますか、この方は一番下流の方でございますか、政府の補助事業でこれは3回位は物たつて実施しておりますか、尚少し本確的な工事が残つておりました。仮工事をしたいと思つて計上してあります。

それから伊佐地内の排水で、これは場所は島ランドリーの側の方に1号を横断した暗渠がありますか、この水はいつゆる喜友名方面から流れて来る水か、伊佐の部隊の中を通りまして、その側溝に來て、水は1号線を横断

して海に流れる訳ではありませんか。この場所は非常に前から排水が悪くて、その前の場合には1号線西側の方は荒地になつていたのでその水が自然になにされたんですか。そこが最近全部埋立せられて空地になりました。1時に水が来ますために、直ぐ氾濫しまして周囲の人家に浸水する様な状態になってあります。そこを応急的に一応完全な何んではございませぬか。側溝だけを完全にしまして、そこは、その排水が旧道路になってあります。そこで一応道路~~もな~~にも使用しなければならぬ訳ではありませんか。土の力を最少限必要箇所だけ取りまして、残りはあけたままにして、側溝だけは完全に造りて行きたいということに計上してあります。子国の公営住宅の100戸は一部位置の変更をしまして、その位置変更による所の工事費において、少し増額をしなければならぬ箇所が出て追加している訳であります。

5款の社会及労働施設費で
ございますか。これは総体には
24%減になっておりますが、生
活補助として、26%の方は、
当初予算編成の場合に見お
とした所でございまして、従来
の予算は各款毎にこういう計
費を計上してございましたか。
今回は集中管理するかとい
う訳で、2款に全部何にして
ありますか。その場合の手違い
で、これは2款に行っているとい
う考え方をしておったんですか。2款
においても、日額特殊勤務
については、従来通り各款
におくということでありまし
たか。その場合の手違いで両方
がおとした様になりまして、今
回追加した訳であります。
特殊勤務手当でありますか。こ
の特殊勤務手当は、いわゆる
救済物資が毎月来ます。その
場合に車からの積みおろして
であります。一応配給された
場合に役所の倉庫に入れ
まして、尚、これを各區に配
布する訳でありますか。この
場合の積み下しの作業が
ほとんど厚生課の職員が

やっております。そのために日額
特殊勤務手当を前かか支給
しております。これを計上して
ある訳でございます。それから
夕日の労働対策費であります。
その方も予算の編成時
の争点でございまして、失対
事業の職員の時外勤務
を従来の通り計上してある
のを各款に集中管理するのを
各款の方に集めてあるのを尚
各款に残っておりますので、こ
れを削りたいということであ
ります。

6款保育所の方が130名の
追加でございます。この方は賃金
として100名計上してあり
ますか。保育所は大山、野嵩
各々10名の職員がおります
か。保母が各々つづいてな
っておりますか。この保育所は設立
されてまだないので講習会が
ひんぱんにありますので。例え
ば音楽部門とかゆうき
部門とかといつて月に相当
の保母の研修会がございま
す。そうなりますと、その保母
が研修に行つた場合に子供
達の面倒を見ることが出来

なくて、事故の発生のおそれがあるとして、現在に去った約1ヶ月前に事故がありました。子供のケガをさせてあります。これは丁度講習会の職員が行って手不足になりました。今後こういうことが二度と起らない様に充分子供達を~~達~~おつかって、まあ一番大切なのは子供達身体的安全でありますので、市の保育所がそういう様な事故を起したんでは非常に申し訳ありませんし、絶体にあってはいけない問題であります。そういう保姆といひますか、臨時の人を雇って、その間の子供の面倒を見る臨時を雇いたいということ、100ル計上してございします。それから筆耕翻訳料としまして、これは保育所の統計関係の翻訳料であります。

1回の保健費は700ル、この方は麻しん、いわゆる方言で言うイリガサーでございします。これは最近予防注射がありました。非常に効果を上げています様であります。これ

は普通の個人病院に行きま
すと、ワカルとか、かかるとい
うことでいいです。

ニホを市の方で実施いたしま
すと、/人当り0.50セントで
予防注射が出来るとい
うことでいいです。是非
これも大きな社会福祉事業
でありますので市の方で
これを実施して行きたいとい
うことで、50セントの。

助役	これは保育所の標識看板を作りましたという ことでござります。これは第15-の2ヶ所で 筆料料その他を含めてあります。それから諸 支出金は埋立事業特別会計に對する繰 出金を年度の工事金に費に當るための第1 0.041-を繰り出したために計上した款 であります。以上説明を終わります。
議長	暫く休憩致します。(午前11時31分)
議長	再開致します。(午前11時38分)
議長	本案に對する質疑を許します。
議長	以上もちましく、午午前の日程は終了です。尚 午後は1時30分から再開致します。
議長	暫く休憩致します。(午前11時39分)
議長	再開致します。(午後1時35分) 定足数に達してありますので、これから午後の会 議を開きます。午前中に引き続き日程第 3議案第74号の質疑を許します。
議長	暫く休憩致します。(午後1時35分)
議長	再開致します。(午後1時36分)
11番	才出の2款1項6目の需要費の中の借料

11番 及び損料#240.-であります。これは農協ホールの貸借料ということになっておりますが、先程の御説明によると従来貸借料を取ってない場合、無料で使用して貰ってあったんですが、貸借料を取らうになつてから、これじゃいかんとしたようなことなとていうお話ですが、その場合、相殺してどういう結果になるか。貸借料とそれが一点、年間#240.-の打ち切り支払のいふふうになっておりますが、最近市内においては、貸ホールが非常に少ないと、特にホールの件では市内において、不自由を感じております。只今の近は農協ホールしか利用できないといふようなこととあります。幸いにして#240.-を年間出すということであれば、農協には相当な資金量がござります。しかも団体に対しては、或いは法人団体に対しては、長期貸付もするんだといふようなこととあります。#240.-の10ヶ年にしても#20,000.-余り。それだけの資金を年間#240.-と相当の金になるし、その資金を何とか借入れして、その庁舎の三階に延ばすとか、或いは本庁舎の三階に延ばすといふようなことになると市民に利用せしめると、活用させるという面とそれから今のホールの不便を克服してあります所も解決できると思はすけれども、その辺の所はお考えになつてないかどうか。もしそういう市が建設するということであれば、やはり貸借料だけども私は及らした財源になるんじゃないかといふふうに着えまして、その辺については

11番 考えありませんが、この二点を併せて伺います。

市長 お答え致します。一番最初の問題は、小作料が#299.-で約#60.-のこちが多く取り返しております。これは含めて無料で行っておりますが、電気、水道色々な問題がございまして、是非支払のやりかたがどうかということも組合とも話しを付けてやっております。それから貸貸料の10年間の額の安次富議員のものは桁違いじゃないかと思っております。10年間で#2400.-それから今後の見通しにございましては、勿論、一つかもう申し上げましたように、市民会館の必要がございまして、これは今内々に計画は進められておりますけれども、資金がこれに足りるか、或いは場所等に足りるか今から皆さんと一諸になつて検討したいと思っております。大体おっしゃる通りに現在の所、市内にホールがございせんので、或いは又市の行事がこれにございしても殆んど農協を使用しているような状態がございまして、早目にこの市民会館と申しませうか、こういうものを早く造るべきであるということは当初から考えております。ございまして、これが早目に実現するように一つ皆さんの御協力をお願いいたします。

議長 他に質疑もないかと思っておりますが、本案は先にお認め致しましたように関連案件がございまして、質疑の段階で継続審議と致したいと思っております。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんの？質疑の段階で継続審議と致します。

議長 暫く休憩致します。(午後1時59分)

議長 再開致します。(午後2時0分)
日程第4.諮問第4号.メーター使用料と水道料金に含めることについてを議題と致します。
一応係を朗読させます。

議長 暫く休憩致します。(午後2時5分)

議長 再開致します。(午後2時30分)
本案に対する理事者の説明を求めます。

水道部長 御説明致します。この件につきまして、別にその金銭的な料金のあれをいじくるという積りはございません。しかし水道料金の場合には、之枚目の方に説明せよとございしますが、営業用とそれから家庭用と別れておりました。それに又サイズがございします。そのサイズによつて大半は0.15セント均一というように徴収してある訳でございますが、メーター使用料と水道料金の定額家庭用の場合、1.35とが一番最低、それに0.15のこのメーター使用料をくっけて、現在の所家庭用の場合、1.50を徴収している訳でございますが、徴収した後、

水道部長 項目が別れていゝ関係上帳簿上或いはその紙一枚に入らぬのが全部分け、この計算をしなければいゝか、ないようになつておきます。それで事務面の繁雑さを避けるために、又お払いになる方々の場合にも、水道料はいくらか、 $\$1.50$ 或いは又 $\$1.70$ という具合で何も私はメーター使用料 0.15 セント、 $\$1.35$ 払つてゐるといふような考へ方持つてゐるのは少ないようぢやありません。それでこれを合算して、支払の金には全然変動はないと思ひますが、これを可く $\$1.50$ の定額を設けてメーター使用料というのはなくしたいと思つて皆さんにお諮りしてゐる訳であります。これをもつと詳しく説明致しますと、本土地りではメーター使用料というのは徴収しない県もございます。しかし沖繩にあつては、おそろくこれをもしお認めにならねばなら本市が眞つ先になるんぢやないかと思ひますが、考へ方によつては、水道料金が $\$1.35$ だつたのが $\$1.50$ になつたんぢやないかと、値上りといふようなことにお考へになられる方もおられるかも知れませんが、実際上はメーター使用料なるものは料金とくつてゐるとおつてゐるような格好になつておきますので、これは事務の繁雑を避けるため一諸に合算して徴収したいとお諮りする訳であります。例として人件費といひますと、これはけにつまりお払いからその概算しかお答えできませんが、これができるとしたら、おそろくその繁雑面一人に対して、依り一日半時間、或いは 2.0 分位

水道部長 いこれに費やしたとしても14年にすれば相当の敷間敷のひまがうくんじやないかと思つてます。一つよろしくお願ひします。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩致します。(午後2時~~35分~~→33分)

議長 再開致します。(午後2時34分)
本諮問に つまましては、質疑も尽きたようでありますので、質疑を終りたと思ひますが、御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、質疑を終ります。尚討論もないようございりますので、討論も省略したと思ひますが、御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、討論を省略致しまして、採決に入ります。

議長 諮問第4号、X-ター使用料を水道料料金に含めることについてを採決致します。本案通り答申することに御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんか。原案通り答申する
ことに決定致しました。

議長 暫く休憩致します。(午後2時35分)

議長 再開致します。(午後2時36分)
日程第5.報告第2号.水道事業会計予算繰
越計算書について上程致します。一応係
下朗読をさせます。

議長 暫く休憩致します。(午後2時37分)

議長 再開致します。(午後2時38分)

議長 本案に対する理事者の説明を求めます。

営業課長 水道事業会計の繰越計算書について御説
明致します。建設改良費の水道事業費.事業
名は5号線沿の配管工事です。予算計上額
¥20,000.- 支払義務発生額ゼロ。翌年度繰
越額¥19,795.- その財源内訳 企業債¥1
6,800.- 損益勘定留保資金¥3,200.- 不
用額¥205.- これは当初の設計額では落札
せか再度設計変更を以て入札に付したために
事業執行が遅れたために繰越してあります。

議長 本案報告に対して質疑ございませんか。

議長 暫く休憩致します。(午後2時40分)

議長 再開致します。(午後2時42分)
日程第2. 報告第2号につきまして質疑も
またようございますの? 質疑を終りな
いと思
いますか。御異議ございませんか。

(異議なしと呼び)

議長 御異議ございませんの? 質疑を終り、討
論を省略致します。採決に入ります。

議長 日程第5. 報告第2号 水道事業会計予算
繰越計算書につきまして採決致します。本
報告通り承認することに御異議ございま
せんか。

議長 御異議ございませんの? 左様承認すること
に決定致します。

議長 暫く休憩致します。(午後2時43分)

議長 再開致します。(午後2時44分)
日程第6. 議案第75号 1967年度宜野湾
市育英会業務承認につきを議題と致しま
す。本案につきまして朗読を省きまして、
理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長 私の方から説明致します。提案の理由にも
あります通り、市の育英会条例の13条2項の
規定によりまして、提案にあるの? ございませ
んか。

総務課長 内容につきましては、市の育英会の定款の6条及び9条の2項の規定に基づき、去つた9月16日に総会に替るとこの評議員会に提案致しました。この本日の議案第75号の内容につきましては、原案通り可決になっております。これは条例の13条2項の規定と申しますと、育英会から市長への業務の報告書類の提出があった場合は市長は議会の承認を受けなければならないとなつております関係で、議案第75号として一応提出してございませう。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩致します。(午後2時45分)

議長 再開致します。(午後2時47分)

日程第6、議案第75号、1967年度宜野湾市育英会業務承認については質疑を終り、並びに討論を省略したいと思いますか、御異議がございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議がございせんかの？ 質疑を終り、並びに討論を省略致します。採決に入ります。

議長 日程第6、議案第75号、1967年度宜野湾市育英会業務承認については原案通り承認する

議長 ことに御異議ございませんが。

(異議なしと呼び)

議長 御異議ありませんのぞ、原案通り承認することに決定致しました。

議長 暫く休憩致します。(午後2時50分)

議長 再開致します。(午後3時30分)
日程第7、議案第73号、1968年度土地区画
整理事業第二地区特別会計才入才出追加更
正予算については、先この本会議で継続審議
中でありましたか、本案を建設常任委員会に付
託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼び)

議長 御異議ありませんのぞ、左様決定を致します。
尚審査の報告は休憩中に審議して頂き、26
日の本会議までに報告して頂きますようにお
願い致します。尚次の本会議は26日の午
前10時から会議を開きます。

議長 暫く休憩致します。(午後3時31分)

議長 再開致します。(午後3時31分)
以上もちまわり、本日の日程が全部終了致
しましたのぞ、本日の会議を終ることに致します。

議長 散会致し可。 (午後3時31分)